

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月14日

【会社名】 J A三井リース株式会社

【英訳名】 JA MITSUI LEASING, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 新分 敬人

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座八丁目13番1号

【電話番号】 03(6775)3000

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 小暮 俊介

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座八丁目13番1号

【電話番号】 03(6775)3002

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 小暮 俊介

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績並びにキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2025年11月13日（取締役会決定日）

(2) 当該事象の内容

2025年9月28日付けで、当社グループ会社Katsumi Global, LLC（以下「KG」）のファクタリング取引先であるFirst Brands Group, LLC及びその関連会社の一部（以下総称して「FBG」）がアメリカ合衆国連邦破産法第11条（以下「ch.11」）に基づく破産保護を求める自主的な請願書を提出しました。

KGは、FBGが保有する売掛債権をファクタリング取引を通じて取得しております。

本件は、現在は米国破産裁判所（以下「裁判所」）で精査をしている状況にありますが、各種公示情報を踏まえ、多重譲渡債権の可能性等に対する予防的な見地から、貸倒引当金を計上することとした旨、2025年10月31日付の臨時報告書でお知らせしております。

上記措置を当社として決定して以降も、断続的に公示情報が出されておりますが、2025年11月3日付け裁判所公示資料において、FBGが原告となる新たな訴訟が提起されていることを確認いたしました。

これは、FBGの創業者を被告とした訴訟であり、創業者の重大な不正行為・私的流用によりFBGが損害を被っている、といった内容です。

当該訴訟の全容解明及び具体的な財務的影響は、裁判所の精査結果を見極める必要がありますが、同訴状においてKGに対するファクタリング取引で使用された請求書の偽造が具体例として記載されており、当該事象を踏まえ、改めて当社グループとして会計的な検討を実施する必要性を認識いたしました。

このため、米国会計原則における貸倒引当金の算定基準であるCECLモデルを採用し、予防的な見地を持ちつつ保守的な貸倒引当金を算定し、2026年3月期第2四半期連結決算での織り込みを行います。

2026年3月期第2四半期連結決算におきまして、貸倒引当金繰入47,491百万円を織り込むことといたします。

この貸倒引当金算定の対象は、「多重譲渡債権の可能性に対する備え」及び「ch.11申請前に発生した未収金対策」（ともに10月31日付け臨時報告書）並びに「創業者の重大な不正行為の可能性に対する備え」を包括的に含めています。2025年10月31日付け報告対比では+28,627百万円（繰入増）となる水準です。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

2026年3月期第2四半期の連結決算において以下のとおり会計処理を行います。

（連結決算）

・販売費及び一般管理費：貸倒引当金繰入額47,491百万円

（個別決算）

・影響なし

以上